

平成18年6月13日

株 主 各 位

兵庫県加古川市野口町水足671番地の4

ハリマ化成株式会社

代表取締役社長 長谷川 吉弘

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4 当社会議室
3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第64期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案

第64期利益処分案承認の件

第2号議案

定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(27頁から37頁)に記載のとおりであります。

第3号議案

取締役10名選任の件

第4号議案

補欠監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

・ 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、企業業績の回復による設備投資の増加や雇用情勢の改善が進み、景気は回復基調をたどりました。しかし、一方では原油など原材料価格の高騰が採算を悪化させており事業環境としては厳しい状況下にありました。

このような環境下、当社グループは海外事業の拡充に積極的に取り組んでまいりました。また、地球規模で環境保全がさげられるなか、炭酸ガス排出量として算入されないバイオマス燃料を使用した発電を開始いたしました。

当期の連結業績につきましては、売上高は328億6百万円となり、前期比27億6千万円(9.2%)の増収となりました。利益面につきましては、主力製品における原材料費の急激な高騰が影響し、営業利益は11億3千6百万円で前期比1億9千5百万円(14.6%)の減益となり、経常利益は18億5千2百万円で前期比1億9千5百万円(9.5%)の減益となりました。また、固定資産の減損会計適用に伴う減損損失39億1千4百万円を特別損失に計上したため、当期純損失は23億5千4百万円となりました。

当期における主要な部門の状況は次のとおりです。

(樹脂化成品部門)

国内の塗料・印刷インキ・合成ゴム業界は国内景気の回復を背景に堅調に推移しました。当社の塗料用樹脂および印刷インキ用樹脂は環境対応などの技術がユーザーで高く評価され、数量・売上高とも前年を上回りました。また、合成ゴム用乳化剤の売上は前年並みとなりました。

当部門の売上高は169億3千4百万円で、前期比10億5千6百万円(6.7%)の増収となりました。

(製紙用薬品部門)

国内の製紙業界は景気の回復を背景にチラシやパンフレットなどの商業用印刷用紙の需要は堅調に推移しましたが、板紙などの需要が低調で全体としては前年並みに推移しました。このような環境下、当部門は顧客のニーズを的確に捉え、迅速に対応しました結果、数量・売上高とも前年を上回ることができました。

当部門の売上高は103億6千9百万円で、前期比12億6百万円(13.2%)の増収となりました。

(電子材料部門)

国内の電子材料業界は、携帯電話や薄型テレビ向けが好調に推移しました。このような環境下、当部門はEU指令におけるRoHS、ELVに代表される海外法規制などに対応した低融点鉛フリーはんだペーストや車載用部品のろう付け材などの技術がユーザーで高く評価され、数量・売上高とも前年を上回ることができました。

当部門の売上高は40億5千5百万円で、前期比11億6千3百万円(40.3%)の大幅な増収となりました。

(観光部門)

当部門は各種イベントの開催やエージェントとの提携強化、おかやま国体のゴルフ会場としての評価を高め、集客努力を行ってまいりましたが、価格競争の激化や降雪の影響で厳しい状況にありました。

当部門の売上高は9億6千6百万円で、前期比1億4千1百万円(12.7%)の減収となりました。

(2) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第61期 (平成15年3月期)	第62期 (平成16年3月期)	第63期 (平成17年3月期)	第64期 (平成18年3月期)
売 上 高(百万円)	27,384	28,231	30,045	32,806
経 常 利 益(百万円)	1,013	2,065	2,047	1,852
当期純利益(損失)(百万円)	492	1,187	1,332	2,354
1株当たり 当期純利益(損失) (円)	18.89	44.83	50.29	90.61
総 資 産(百万円)	44,586	47,271	47,603	45,986
純 資 産(百万円)	23,759	26,905	27,475	25,433

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(損失)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第64期の当期純損失は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第61期 (平成15年3月期)	第62期 (平成16年3月期)	第63期 (平成17年3月期)	第64期 (平成18年3月期)
売 上 高(百万円)	22,590	23,158	24,924	26,404
経 常 利 益(百万円)	1,238	1,739	1,954	1,952
当期純利益(損失)(百万円)	843	1,000	1,281	2,504
1株当たり 当期純利益(損失) (円)	32.34	37.65	48.33	96.40
総 資 産(百万円)	40,248	42,529	42,485	40,336
純 資 産(百万円)	24,874	27,584	28,301	25,835

- (注) 1. 第62期から「商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日法務省令第7号)」に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 1株当たり当期純利益(損失)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第64期の当期純損失は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。

(3) 企業集団の設備投資および資金調達状況

当期の設備投資額は、13億3千8百万円で、主なものは仙台工場の製紙用薬品製造設備およびハリマエムアイディ(株)の原材料貯蔵設備であります。

なお、これらに要する資金は自己資金を充当しました。

(4) 企業集団の対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、企業業績をはじめ雇用環境、消費の拡大など景気は回復基調が続くと見込まれていますが、原油価格の再高騰や海外経済の動向など充分注視していく必要があると思われれます。このような経営環境のもと、当社グループは事業の選択と集中を促進し、成長・拡大を図ってまいります。

・会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社の企業集団は、樹脂化成品、製紙用薬品、電子材料等の製造販売を主な内容として、ゴルフ場経営をはじめとするその他のサービス等の事業活動を展開しております。

(2) 企業集団の主要な事業所および工場

当社の主要な事業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 府	茨 城 工 場	茨 城 県
東 京 本 社	東 京 都	北 海 道 工 場	北 海 道
中 央 研 究 所	兵 庫 県	仙 台 工 場	宮 城 県
筑 波 研 究 所	茨 城 県	四 国 工 場	愛 媛 県
加古川製造所	兵 庫 県	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県
東 京 工 場	埼 玉 県	中 国 営 業 所	山 口 県
富 士 工 場	静 岡 県		

重要な子法人等および関連会社

(子法人等)

ハリマ観光株式会社	大阪市中央区
ハリマメディカル株式会社	兵庫県加古川市
株式会社セブンリバー	広島市西区
ハリマエムアイディ株式会社	大阪市中央区
HARIMA USA, Inc.	米国ジョージア州ドルース市
ハリマドブラジルインダストリアキミカLTDA.	伯国パラナ州ポントグロッサ市
桂林播磨化成有限公司	中国広西壮族自治区桂林市
杭州播磨電材技術有限公司	中国浙江省杭州市
ハリマテックマレーシア Sdn.Bhd.	マレーシア・セランゴール州
杭州杭化播磨造紙化学品有限公司	中国浙江省杭州市

(関連会社)

三好化成工業株式会社	愛知県西加茂郡三好町
秋田十條化成株式会社	秋田県秋田市

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	59,500,000株
発行済株式総数	26,080,396株
株主数	2,450名
大株主	

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出 資 比 率
長谷川興産株式会社	4,558千株	17.6%	千株	%
長谷川末吉	1,257	4.8		
株式会社三井住友銀行	1,094	4.2		
有限会社松籟	1,057	4.0		
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	973	3.7		
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	815	3.1		
財団法人松籟科学技術振興財団	805	3.1		

(注) 当社は、株式会社三井住友銀行の株式を直接保有しておりませんが、同行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式1千株(出資比率0.0%)を保有しております。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式			
普通株式	9,293株	取得価額の総額	6,784千円
処分株式			
普通株式	株	処分価額の総額	千円
決算期における保有株式			
普通株式	103,315株		

(5) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
807名	22名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
385名	6名増	40.2才	17.8年

(注) 従業員数には出向社員34名、嘱託6名は含んでおりません。

(6) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ハリマ観光株式会社	495,000千円	100%	ゴルフ場・ホテル経営
ハリマメディカル株式会社	50,000千円	100	医療関係の洗浄滅菌
株式会社セブンリバー	14,000千円	100	業務用洗剤等の製造販売
ハリマエムアイディ株式会社	300,000千円	75	トール油製品の製造販売
HARIMA USA, Inc.	3,350千米ドル	100	米国事業の統括
ハリマドブラジルインダストリアキミカLTD.	400千ブラジル・レアル	87.2	ロジおよびロジン誘導体の製造販売
桂林播磨化成有限公司	26,674千中国元	96.1	ロジおよびロジン誘導体の製造販売
杭州播磨電材技術有限公司	8,677千中国元	85.0	電子材料製品の製造販売
ハリマテックマレーシア Sdn.Bhd.	1,356千マレーシアリンギ	85.0	電子材料製品の製造販売
杭州杭化播磨造紙化学品有限公司	28,865千中国元	51.2	製紙用薬品の製造販売

企業結合の経過および成果

当社の連結子法人等は14社、持分法適用会社は3社であります。

当期に南寧哈利瑪化工有限公司を新規設立しております。

なお、企業結合の成果につきましては、「」 . 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載の通りであります。

(7) 主要な借入先および当該借入先が有する会社の株式の数

借入先	借入金残高	借入先の当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社三井住友銀行	2,120百万円	1,094千株	4.2%
株式会社みなと銀行	872	692	2.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	700	476	1.8
兵庫県信用農業協同組合連合会	568	521	2.0

(8) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
取締役名誉会長	長谷川 末 吉	
代表取締役社長	長谷川 吉 弘	
常務取締役	牧 野 信 夫	経営企画室長兼資材部、広報室担当
取締役	浜 田 正 男	製紙用薬品事業部長
取締役	田 中 饒一良	樹脂・化成品事業部長
取締役	高 馬 哲	加古川製造所長兼生産技術部、環境品質管理室担当
取締役	河 野 政 直	電子材料事業部長
取締役	金 城 照 夫	経理部長兼総務部担当
取締役	岩 佐 哲	中央研究所長
取締役	松 葉 頼 重	筑波研究所長
常勤監査役	小 林 節 生	
監査役	道 上 達 也	弁 護 士
監査役	大久保 隆 雄	

(注) 1. 当期中の異動

(1) 就任

平成 17 年 6 月 29 日開催の第 63 期定時株主総会において、新たに、岩佐 哲氏、松葉頼重氏が取締役に、選任され就任いたしました。

(2) 取締役の役付等の異動

平成 17 年 10 月 1 日付をもって、次のとおり取締役の役付等の異動がありました。

氏 名	新役職および担当	旧役職および担当
高 馬 哲	取締役加古川製造所長兼生産技術部、環境品質管理室担当	取締役加古川製造所長兼生産技術部長兼環境品質管理室担当

2. 監査役道上達也氏および大久保隆雄氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

3. 当社は、執行役員制を導入しております。

執行役員は下記のとおりであります。

常務執行役員	牧 野 信 夫
執行役員	浜 田 正 男
執行役員	田 中 饒一良
執行役員	高 馬 哲
執行役員	河 野 政 直
執行役員	金 城 照 夫
執行役員	岩 佐 哲
執行役員	松 葉 頼 重

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

28百万円

上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

28百万円

上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

25百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、に記載の金額には証券取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

- ・決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実
特に記載すべき事項はありません。

-
- (注) 1. 営業報告書に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,302,725	流動負債	16,831,452
現金及び預金	3,288,571	支払手形及び買掛金	5,694,104
受取手形及び売掛金	11,302,550	短期借入金	8,661,307
たな卸資産	3,826,151	未払法人税等	376,068
繰延税金資産	215,343	その他	2,099,972
その他	704,561	固定負債	3,166,544
貸倒引当金	34,452	長期借入金	132,828
固定資産	26,684,176	預り保証金	1,672,110
有形固定資産	17,191,952	退職給付引当金	283,375
建物及び構築物	5,324,475	役員退職慰労引当金	711,540
機械装置及び運搬具	2,875,098	繰延税金負債	361,381
土地	8,367,273	連結調整勘定	606
その他	625,103	その他	4,702
無形固定資産	293,038	負債合計	19,997,996
ソフトウェア	185,350	(少数株主持分)	
その他	107,687	少数株主持分	555,785
投資その他の資産	9,199,186	(資本の部)	
投資有価証券	8,563,702	資本金	10,012,951
繰延税金資産	132,906	資本剰余金	9,744,379
その他	560,745	利益剰余金	4,721,633
貸倒引当金	58,167	株式等評価差額金	1,478,461
資産合計	45,986,902	為替換算調整勘定	480,130
		自己株式	44,174
		資本合計	25,433,120
		負債、少数株主持分及び資本合計	45,986,902

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		32,806,451
売上高		
営業費用		
売上原価	25,627,368	
販売費及び一般管理費	6,042,129	31,669,498
営業利益		1,136,953
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	94,586	
その他	930,342	1,024,928
営業外費用		
支払利息	212,101	
その他	97,238	309,339
経常利益		1,852,542
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	771,887	
その他	88,462	860,350
特別損失		
減損損失	3,914,470	
その他	86,664	4,001,135
税金等調整前当期純損失		1,288,242
法人税、住民税及び事業税		644,379
法人税等調整額		401,582
少数株主利益		20,034
当期純損失		2,354,238

(注)

1. 連結計算書類作成のための基本となる事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数.....14社 ハリマ化成商事(株)、ハリマ観光(株)、ハリマメディカル(株)、(株)セブンリバー、ハリマエムアイディ(株)、HARIMA USA, Inc.、プラズミン・テクノロジー Inc.、ハリマドブラジルインダストリアキミカ LTDA.、桂林播磨化成有限公司、杭州播磨電材技術有限公司、ハリマテックマレーシア Sdn.Bhd.、ハリマテック Inc.、杭州杭化播磨造紙化学品有限公司、南寧哈利瑪化工有限公司。

なお、南寧哈利瑪化工有限公司は、新規設立したことにより、当連結会計年度から連結子法人等に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数.....3社 三好化成工業(株)、新日本油化(株)、秋田十條化成(株)。連結子法人等であるハリマドブラジルインダストリアキミカ LTDA. の関連会社であるレジテックインダストリアキミカ LTDA. については、同社の財務及び営業の方針に対して重要な影響力を有しておらず、当社との間には現在のところ有効な支配従属関係が存在しているとはいいい難く、持分法を適用した場合、利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められるため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子法人等及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

1) 連結子法人等

ハリマエムアイディ(株)の事業年度の末日は、連結決算日と異なるため仮決算を実施しております。また、ハリマエムアイディ(株)以外の連結子法人等の決算日と連結決算日との差異は、3ヶ月を超えないため仮決算は実施せず、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

2) 持分法適用会社

持分法適用会社の決算日と連結決算日は、一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準および評価方法...移動平均法による原価法

2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産...定率法。なお、ハリマ観光棟の一部及びHARIMA USA, Inc.他9社については定額法により実施しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

有形固定資産の主な耐用年数は建物及び構築物... 5～50年
機械装置..... 4～17年

無形固定資産...定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法。

3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金...債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は各営業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内(14年)による定率法によりそれぞれ発生翌営業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金...役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについては特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象.....外貨建債権債務および外貨建予定取引、借入金

ヘッジ方針

内規に基づき、外貨建債権債務および外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で行っております。また、金利変動リスクの低減のために、対象資産・負債の範囲内でヘッジを行うこととしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしております。

6) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。

(6) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間で均等償却しております。

(7) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結子法人等の利益処分については、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいております。

2. 会計方針の変更

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより営業利益及び経常利益が56,100千円増加し、税金等調整前当期純損失が3,858,370千円増加しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 25,642,545千円

4. 担保に供している資産

有形固定資産 1,495,183千円

5. 減損損失は、主に連結子法人等の「土地」・「建物及び構築物」に関するものであります。

6. 1株当たり当期純損失 90円61銭

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	109,241千円
未払事業税	35,640千円
繰越欠損金	1,016,724千円
有価証券評価減	281,764千円
役員退職慰労引当金	289,169千円
未実現固定資産売却益	192,975千円
減損損失	1,591,084千円
その他	225,475千円
評価性引当額	2,466,804千円

繰延税金資産の合計

1,275,271千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	145,582千円
特別償却準備金	46,361千円
株式等評価差額金	1,012,622千円
その他	83,837千円

繰延税金負債の合計

1,288,403千円

繰延税金資産の純額

13,131千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当連結会計年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因については、税金等調整前当期純損失のため、主な項目別の内訳は記載しておりません。

8. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,108,637	流動負債	13,374,004
現金及び預金	2,578,074	買掛金	5,768,489
受取手形	1,406,577	短期借入金	3,051,746
売掛金	9,084,519	1年以内返済予定の長期借入金	2,868,000
製成品	838,172	未払金	644,060
半製品	82,551	未払法人税等	278,607
原材料	871,439	未払費用	379,583
前払費用	62,620	設備関係未払金	330,717
短期貸付金	1,629,778	その他	52,799
未収入金	374,282	固定負債	1,127,224
繰延税金資産	166,228	退職給付引当金	196,032
その他の資産	32,390	子会社事業損失引当金	199,216
貸倒引当金	18,000	役員退職慰労引当金	711,540
固定資産	23,227,965	預り保証金	20,435
有形固定資産	11,201,244	負債合計	14,501,229
建物	1,757,228	(資本の部)	
構築物	1,426,957	資本金	10,012,951
機械装置	1,778,512	資本剰余金	9,744,379
船舶	396	資本準備金	9,744,379
車両運搬具	10,230	利益剰余金	4,690,486
工具器具備品	421,674	利益準備金	501,830
土地	5,797,474	試験研究積立金	100,000
建設仮勘定	8,770	公害防止積立金	100,000
無形固定資産	240,464	退職手当積立金	620,000
借地権	47,565	特別償却準備金	57,395
ソフトウェア	182,717	固定資産圧縮積立金	223,220
その他の資産	10,181	別途積立金	5,430,000
投資その他の資産	11,786,255	当期末処理損失	2,341,960
投資有価証券	7,050,590	株式等評価差額金	1,431,730
子会社株	1,750,041	自己株式	44,174
会社出資	947,925	資本合計	25,835,372
長期貸付金	7,564,569	負債及び資本合計	40,336,602
繰延税金資産	467,564		
その他の資産	621,509		
貸倒引当金	6,615,945		
資産合計	40,336,602		

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		26,404,782
売上高		
営業費用		
売上原価	20,876,237	
販売費及び一般管理費	4,470,446	25,346,684
営業利益		1,058,098
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	274,080	
その他	782,034	1,056,115
営業外費用		
支払利息	71,237	
その他	90,211	161,448
経常利益		1,952,765
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	771,887	
その他	22,613	794,501
特別損失		
貸倒引当金繰入額	3,780,787	
減損損失	319,655	
その他	178,869	4,279,312
税引前当期純損失		1,532,046
法人税、住民税及び事業税		539,000
法人税等調整額		433,649
当期純損失		2,504,695
前期繰越利益		318,628
中間配当額		155,892
当期末処理損失		2,341,960

(注)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法...移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産...定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

有形固定資産の主な耐用年数は建物..... 5～50年

構築物..... 7～35年

機械装置... 4～17年

無形固定資産...定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金...債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は各営業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内（14年）による定率法によりそれぞれ発生翌営業年度から費用処理することとしております。

子会社事業損失引当金...子会社の事業に伴う損失に備えるため、子会社の資産内容等を勘案して、当社が負担することとなる損失見込額のうち、当該子会社に対して計上している貸倒引当金を超過する金額について計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金にあたりません。

役員退職慰労引当金...役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金にあたりません。

(6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについては特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象.....外貨建債権および外貨建予定取引、借入金

ヘッジ方針

内規に基づき、外貨建債権および外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で行っております。また、金利変動リスクの低減のために、対象資産・負債の範囲内でヘッジを行うこととしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純損失が319,655千円増加しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額	19,158,754千円
4. 子会社に対する短期金銭債権	1,828,051千円
5. 子会社に対する長期金銭債権	7,483,494千円
6. 子会社に対する短期金銭債務	1,263,402千円
7. 担保に供している資産	
有形固定資産	1,235,352千円
8. 保証債務	1,824,119千円
9. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額	1,431,730千円
10. 子会社との取引高	
売 上 高	561,534千円
仕 入 高	3,008,052千円
その他の営業取引高	145,015千円
営業取引以外の取引高	277,591千円
11. 貸倒引当金繰入額は子会社に対する貸付金に係るものであり、子会社での固定資産の減損損失の計上に伴う当該子会社の財政状態の悪化に対応した貸倒引当金繰入額(3,780,000千円)を含んでおります。	
12. 1株当たり当期純損失	96円40銭

13. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	98,348千円
未払事業税	33,889千円
子会社事業損失引当金	80,961千円
有価証券評価減	785,785千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,690,347千円
役員退職慰労引当金	289,169千円
減損損失	129,908千円
その他	150,898千円
評価性引当額	2,458,576千円

繰延税金資産の合計

1,800,733千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	140,540千円
特別償却準備金	46,184千円
株式等評価差額金	980,214千円

繰延税金負債の合計

1,166,939千円

繰延税金資産の純額

633,793千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因については、税引前当期純損失のため、主な項目別の内訳は記載しておりません。

14. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 理 損 失	2,341,960,653
別 途 積 立 金 取 崩 額	2,820,000,000
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	17,202,831
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	19,369,291
合 計	514,611,469
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金	155,862,486
(1 株 に つ き 6 円)	
特 別 償 却 準 備 金	27,265,658
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,427,156
次 期 繰 越 利 益	330,056,169

(注) 平成17年12月10日に155,892,936円(1株につき6円)の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月16日

ハ リ マ 化 成 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

監 査 法 人	ト	ー	マ	ツ
指 定 社 員	公 認 会 計 士	中 村	基 夫	㊞
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公 認 会 計 士	佃	弘 一 郎	㊞
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、ハリマ化成株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いハリマ化成株式会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

(注)2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社及びその子会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、また、必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月19日

ハリマ化成株式会社 監査役会

監査役(常勤) 小林 節生 ㊟

監査役 道上 達也 ㊟

監査役 大久保隆雄 ㊟

(注) 監査役道上達也、大久保隆雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月16日

ハ リ マ 化 成 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 ト ー マ ツ

指 定 社 員	公 認 会 計 士	中 村 基 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公 認 会 計 士	佃 弘 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ハリマ化成株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
 (注)2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

ハリマ化成株式会社 監査役会

監査役(常勤) 小林 節生 ㊞

監査役 道上 達也 ㊞

監査役 大久保隆雄 ㊞

(注) 監査役道上達也、大久保隆雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 25,832個
2. 議案および参考事項

第1号議案 第64期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類22頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、当期の業績、企業体質の強化と今後の事業展開を勘案し、1株につき6円(中間配当を含め年12円)とさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に定めるため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことを可能にするため、変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第26条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第459条第1項の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様へ機動的に行うことができるよう、変更案第38条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (7) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するとともに、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更するものであります。
- (8) 法令に定められた事項の確認的記載に過ぎない規定を削除し、あわせて全般にわたり表現形式の変更、構成の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。
- (9) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条(商号) (条文省略)	第1条(商号) (現行どおり)
第2条(目的) (条文省略)	第2条(目的) (現行どおり)
第3条(本店の所在地) (条文省略)	第3条(本店の所在地) (現行どおり)
[新設]	第4条(機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
第4条(公告の方法) 当社の公告は、大阪市において発行される日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第5条(公告方法) 当社の公告方法は、大阪市において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株式	第2章 株式
第5条(発行株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、5,950万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、5,950万株とする。 [削除]
[新設]	第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>

現行定款	変更案
<p><u>第6条（自己株式の取得）</u> <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第7条（1単元の株式の数および単元未満株券の不発行）</u> <u>当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>[削除]</p> <p><u>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行）</u> <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p><u>第8条（株券の種類）</u> <u>当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>[削除]</p> <p><u>第9条（単元未満株式についての権利）</u> <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="181 167 433 193"><u>第9条（株式取扱規則）</u></p> <p data-bbox="227 200 594 436"><u>株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、その他諸届の受理等株式に関する取扱いおよびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="181 477 463 503"><u>第10条（名義書換代理人）</u></p> <p data-bbox="227 510 594 573">当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p data-bbox="227 580 594 676">名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p data-bbox="227 683 594 1026">当社の株主名簿、<u>実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、その他諸届の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社ではこれを取扱わない。</u></p> <p data-bbox="337 1136 433 1162">[新 設]</p>	<p data-bbox="757 289 854 315">[削 除]</p> <p data-bbox="599 477 881 503"><u>第10条（株主名簿管理人）</u></p> <p data-bbox="668 510 1013 573">当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p data-bbox="622 580 1013 676">2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p data-bbox="622 683 1013 957">3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p data-bbox="599 1067 854 1093"><u>第11条（株式取扱規則）</u></p> <p data-bbox="645 1100 1013 1232">当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="181 167 361 192"><u>第11条（基準日）</u></p> <p data-bbox="227 198 591 422"><u>当社は、毎年3月末日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p data-bbox="227 429 591 589"><u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="289 628 483 653">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="181 696 414 721"><u>第12条（招集の時期）</u></p> <p data-bbox="227 728 591 820"><u>定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p data-bbox="181 861 410 886"><u>第13条（招集の場所）</u></p> <p data-bbox="227 893 591 954"><u>当社の株主総会は、本店の所在地においてこれを開催する。</u></p> <p data-bbox="337 1046 432 1071">[新 設]</p> <p data-bbox="181 1163 510 1221">第14条（招集権者および議長） (条文省略)</p>	<p data-bbox="763 367 850 392">[削 除]</p> <p data-bbox="704 628 902 653">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="599 696 785 721">第12条（招 集）</p> <p data-bbox="645 728 1009 820">当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p data-bbox="755 895 850 920">[削 除]</p> <p data-bbox="599 996 949 1020">第13条（定時株主総会の基準日）</p> <p data-bbox="645 1027 1009 1119">当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="599 1163 931 1221">第14条（招集権者および議長） (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="339 326 431 351">[新 設]</p> <p data-bbox="181 550 414 574">第15条（決議の方法）</p> <p data-bbox="230 581 590 701">株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p data-bbox="230 742 590 893">商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p data-bbox="181 965 486 990">第16条（議決権の代理行使）</p> <p data-bbox="230 997 590 1085">株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p data-bbox="230 1126 590 1208">株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p data-bbox="599 168 1005 223">第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="648 230 1009 511">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="599 550 832 574">第16条（決議の方法）</p> <p data-bbox="648 581 1009 732">株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="624 742 1009 927">2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p data-bbox="599 965 904 990">第17条（議決権の代理行使）</p> <p data-bbox="648 997 1009 1116">株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p data-bbox="624 1126 1009 1208">2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="181 167 361 189">第17条 (議事録)</p> <p data-bbox="230 196 590 312"><u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p data-bbox="219 348 554 370">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="181 408 445 463">第18条 (員 数) (条文省略)</p> <p data-bbox="181 499 365 521">第19条 (選 任)</p> <p data-bbox="230 528 590 679"><u>当社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="230 744 590 799">取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="181 838 344 860">第20条 (任期)</p> <p data-bbox="230 867 590 953"><u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="181 1019 413 1041">第21条 (役付取締役)</p> <p data-bbox="230 1048 590 1227">取締役会は、その決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて名誉会長、会長各1名および副社長、専務、常務、相談役各若干名を選任することができる。</p>	<p data-bbox="755 227 850 249">[削 除]</p> <p data-bbox="635 348 971 370">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="598 408 873 463">第18条 (員 数) (現行どおり)</p> <p data-bbox="598 499 807 521">第19条 (選任方法)</p> <p data-bbox="647 528 1006 583">取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="621 589 1006 734">2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="621 740 1006 795">3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p data-bbox="598 834 761 856">第20条 (任期)</p> <p data-bbox="647 862 1006 979">取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="598 1018 832 1039">第21条 (役付取締役)</p> <p data-bbox="647 1046 1006 1226">取締役会は、その決議をもって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて名誉会長、会長各1名および副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第22条（代表取締役） 社長は、会社を代表し、会社の業務を総括する。 取締役会は、その決議をもって、会長、副社長、専務および常務の中から当会社を代表する取締役を選任することができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長） （条文省略）</p> <p>第24条（招集） （条文省略）</p> <p>第25条（決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>第26条（議事録） <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席取締役および監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第27条（取締役会規程） （条文省略）</p>	<p>第22条（代表取締役） 社長は、会社を代表し、会社の業務を総括する。 <u>2.</u> 取締役会は、その決議をもって、会長、副社長、専務および常務の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり）</p> <p>第24条（招集） （現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>第27条（取締役会規程） （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第28条（報酬） 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会でこれを定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第29条（員数） （条文省略）</p>	<p>第29条（員数） （現行どおり）</p>
<p>第30条（選任） 当会社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第30条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第31条（補欠監査役の選任） 当会社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という）を選任することができる。 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 補欠監査役の選任の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p>	<p>[削除]</p>

現行定款	変更案
<p>第32条（任期） <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>前条に定める補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第31条（任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第33条（常勤監査役） <u>監査役の互選をもって、常勤監査役を定める。</u></p>	<p>第32条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第34条（招集） （条文省略）</p>	<p>第33条（招集） （現行どおり）</p>
<p>第35条（決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p>	<p>第34条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>第36条（議事録） <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>第37条（監査役会規程） （条文省略）</p>	<p>第35条（監査役会規程） （現行どおり）</p>
<p>第38条（報酬） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</u></p>	<p>第36条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>
<p>第39条（営業年度および決算期） <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p>	<p>第37条（事業年度） <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p>第38条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>第40条（利益配当金および中間配当金） <u>利益配当金は、決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当金という）をすることができる。</u></p>	<p>第39条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第41条（除斥期間等） <u>利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3か年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> <u>未払の利益配当金および中間配当金については、利息を付けない。</u></p>	<p>第40条（配当金の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> <u>2. 前項の金銭には利息をつけない。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役長谷川末吉、長谷川吉弘、牧野信夫、浜田正男、田中饒一良、高馬 哲、河野政直、金城照夫、岩佐 哲、松葉頼重の各氏の任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	長谷川 末吉 (大正6年7月3日生)	昭和23年7月 当社代表取締役社長 昭和33年1月 播磨食品工業株式会社代表取締役社長（現任） 昭和43年2月 三好化成工業株式会社代表取締役社長 昭和47年1月 播磨エムアイディ株式会社代表取締役社長 昭和47年3月 播磨観光開発株式会社代表取締役社長 昭和63年6月 当社代表取締役会長 平成4年5月 株式会社セブンリバー代表取締役社長 平成11年6月 ハリマメディカル株式会社代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役名誉会長（現任）	1,257,859株
2	長谷川 吉弘 (昭和22年8月30日生)	昭和52年4月 当社入社 昭和52年12月 当社取締役 昭和58年8月 当社常務取締役 昭和59年11月 播磨エムアイディ株式会社代表取締役副社長 昭和60年6月 当社取締役副社長 昭和62年6月 当社代表取締役副社長 昭和63年5月 播磨商事株式会社代表取締役社長（現任） 昭和63年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成6年11月 ハリマエムアイディ株式会社代表取締役社長（現任） 平成10年6月 三好化成工業株式会社代表取締役社長 平成18年6月 ハリマ観光株式会社代表取締役社長（現任）	377,694株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
3	牧野 信夫 (昭和23年5月30日生)	昭和46年4月 住友電気工業株式会社入社 平成元年3月 同社経理部主席 平成元年5月 当社入社、海外部長 平成2年6月 当社取締役 平成4年8月 当社経営企画室長(現任) 平成10年4月 当社資材部担当(現任) 平成12年6月 当社常務取締役(現任) 平成14年7月 当社常務執行役員(現任) 平成16年6月 当社広報室担当(現任)	4,000株
4	浜田 正男 (昭和21年7月26日生)	昭和44年4月 当社入社 平成5年4月 当社中央研究所長 平成8年4月 当社技術開発本部長代理 平成12年6月 当社取締役(現任) 平成12年6月 当社技術開発本部長 平成14年3月 当社製紙用薬品事業部長(現任) 平成14年7月 当社執行役員(現任)	8,350株
5	田中 饒一良 (昭和20年12月17日生)	昭和43年4月 当社入社 昭和59年3月 播磨エムアイディ株式会社 加古川工場長 平成7年4月 当社加古川製造所長 平成11年6月 当社製造本部長 平成12年6月 当社取締役(現任) 平成14年3月 当社樹脂・化成品事業部長(現任) 平成14年7月 当社執行役員(現任)	4,350株
6	高馬 哲 (昭和22年2月2日生)	昭和45年4月 当社入社 昭和54年11月 当社仙台工場長兼仙台営業所長 昭和60年4月 当社富士工場長兼富士営業所長 平成4年3月 当社製紙用薬品事業部長代理 平成5年12月 当社第二事業部長 平成10年11月 当社加古川製造所長(現任) 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成14年7月 当社執行役員(現任) 平成15年3月 当社環境品質管理室担当(現任) 平成17年10月 当社生産技術部担当(現任)	11,350株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の 株 式 数
7	河野 政直 (昭和24年7月14日生)	昭和43年3月 当社入社 平成8年4月 当社電子材料技術開発部 部長代理 平成10年4月 当社電子材料営業部長 平成14年3月 当社電子材料事業部長（現任） 平成14年7月 当社執行役員（現任） 平成16年6月 当社取締役（現任）	6,350株
8	金城 照夫 (昭和25年12月31日生)	昭和48年4月 株式会社神戸銀行(現 株式会社 三井住友銀行) 入行 平成9年10月 同行西野田支店長 平成13年4月 同行人材開発部 部長 平成16年2月 当社入社、経理部長（現任） 平成16年6月 当社取締役（現任） 平成16年6月 当社総務部担当（現任） 平成16年6月 当社執行役員（現任）	5,000株
9	岩佐 哲 (昭和28年9月14日生)	昭和53年3月 当社入社 平成2年3月 当社中央研究所 開発第二グループ長 平成10年11月 当社技術開発部 機能性樹脂2グループ長 平成14年3月 当社中央研究所長（現任） 平成14年7月 当社執行役員（現任） 平成17年6月 当社取締役（現任）	3,000株
10	松葉 頼重 (昭和30年1月5日生)	昭和54年4月 当社入社 平成8年11月 当社技術開発部第四グループ長 平成10年7月 当社筑波研究所長（現任） 平成14年7月 当社執行役員（現任） 平成17年6月 当社取締役（現任）	2,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 播磨食品工業株式会社は、平成2年1月1日にハリマ食品株式会社に、播磨観光開発株式会社は平成2年3月1日にハリマ観光株式会社に、播磨商事株式会社および播磨エムアイディ株式会社は、平成2年4月1日にそれぞれハリマ化成商事株式会社およびハリマエムアイディ株式会社に商号を変更しました。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、松岡大藏氏は監査役道上達也氏および大久保隆雄氏の補欠、岩崎 孝氏は監査役小林節生氏の補欠であります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	松岡 大藏 (昭和14年12月28日生)	昭和33年4月 大阪国税局採用 平成6年7月 大阪国税局法人税課長 平成8年7月 大阪国税局総務部次長 平成9年7月 大阪国税局税収部長 平成10年7月 大阪国税局退官 平成10年9月 松岡税理士事務所開設 現在に至る	0株
2	岩崎 孝 (昭和22年7月11日生)	昭和45年4月 当社入社 平成5年11月 当社中央研究所技術室第一課長 平成9年4月 当社東京工場長 平成12年11月 当社品質保証室長 平成15年3月 当社環境品質管理室長(現任)	6,000株

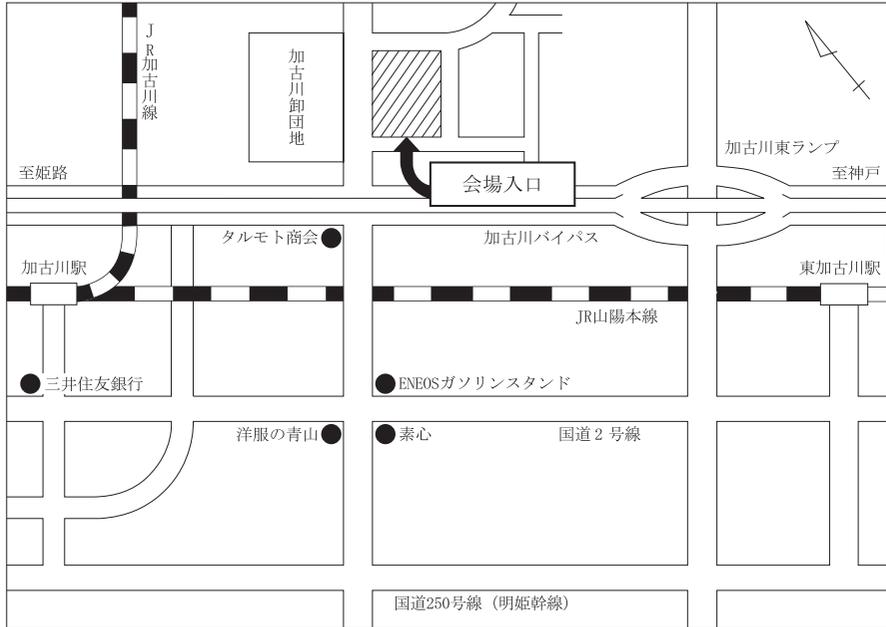
- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松岡大藏氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

以 上

< MEMO >

株主総会会場ご案内略図

兵庫県加古川市野口町水足671番地の4
当社会議室



最寄駅

J R山陽本線加古川駅または東加古川駅